

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

(TLAC規制対象会社の同順位商品に関する経過措置)

第二条 TLAC規制対象会社（第●条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新告示」という。）第一条第七十八号に規定するTLAC規制対象会社をいう。以下同じ。）のその他外部TLAC調達手段（新告示第一条第七十九号に規定するその他外部TLAC調達手段をいう。以下同じ。）と法的又は経済的に同順位である商品（その他外部TLAC調達手段に該当するものを除く。）のうち、当該TLAC規制対象会社に係る総損失吸収力及び資本再構築力に係る最低基準の適用日（以下「TLAC規制適用日」という。）までに発行されたものであって、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日まで、の間は、新告示第七条第二項第五号又は第十九条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部

T L A C 関連調達手段の額に算入しないことができる。